ACSES ニュースレター_２４１４号（2022 年 11 月 18 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（11 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇「クワズイモ」で食中毒、徳島　60 代女性、自生植物に注意〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・東京農工大で不適切契約５・３億円、複数の見積もり装う…「手間省くため」〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
□大災害、原発事故対策
[大水害対策]
・予報「的中」、13回中3回のみ　線状降水帯で気象庁、精度課題〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・核ごみ調査、１７日で２年　北海道２町村、安全に根強い懸念―原発活用も見通せぬ最終処分地〈Web報道〉／核のごみ最終処分場、文献調査2年　寿都町民の意見は対立のまま〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
[3] 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（厚生労働省告示第 335 号）〈官報〉
[4] 特定重要物質
◇半導体や蓄電池、11 分野指定へ　特定重要物資、供給途絶に備え〈Web 報道〉
[5] 廃棄物関係
◇微小プラ、年間で 180 億個流入　太平洋から北極海、約 420 トン〈Web 報道〉
[6] 温暖化対策関係
◇質の高い炭素市場構築に向けた「パリ協定６条実施パートナーシップ」を立ち上げました〈環境省〉／排出取引活性化へ体制整備　日本主導の連携枠組み―ＣＯＰ２７〈Web 報道〉
[7] 環境安全関係
◇（仮称）姫川第八発電所新設による再開発計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[8] その他省庁発表　　３件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　８件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇「スマホで簡単 月収 100 万円」、「定型文を送信した分だけ報酬発生」などとうたう副業のマニュアルを購入させ、ライブ配信希望者のエージェントになるためとして高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起〈消費者庁〉

金のなる木（カネノナルキ、成金草（ナリキンソウ
花月（カゲツ）、縁紅弁慶（フチベニベンケイ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇「クワズイモ」で食中毒、徳島　60 代女性、自生植物に注意

＜共同通信　2022 年 11 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8579642.html

徳島県は 16 日、有毒の「クワズイモ」を県南部の 60 代女性が口にし、食中毒症状とみられる口内のしびれや吐き気を訴えたと発表した。女性は軽症で快方に向かっているという。県安全衛生課は「(食用の) サトイモやハスイモと葉が似ている」として、自生植物などへの注意を呼びかけている。

同課によると、女性は自宅の庭で採ったものを食べられる野菜と思い込み、酢の物にして 14 日夕に食べた。直後に口の中がしびれ、のみ込まずに吐き出した。手当てをした医療機関が保健所に連絡。県立博物館が分析し、クワズイモと鑑定した。

クワズイモはサトイモ科で、主に四国や沖縄にかけて分布している。

[備考]

クワズイモの毒性成分：不溶性シュウ酸カルシウム(calcium oxalate)

食中毒の型：消化器系の中毒、接触刺激性の中毒

中毒症状：悪心、嘔吐、下痢、麻痺、皮膚炎など

発病時期：摂食後すぐに発症

＜自然毒のリスクプロファイル：高等植物：クワズイモ（厚生労働省）＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075832.html

---

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 11 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031052/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221117_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：83 件

うち重大事故等として通知された事案：26 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 11 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031147/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221117_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):6件

(2)事故情報(食中毒情報)：7件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：41件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：3件

・東京農工大で不適切契約５・３億円、複数の見積もり装う…「手間省くため」

＜読売新聞　2022 年 11 月 17 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20221116-OYT1T50257/

国立大学法人・東京農工大（東京都府中市）で、低額工事などの随意契約を行う際、複数社から見積書を得たように装う不適切な契約が１４１件・約５億３０００万円あったことが会計検査院の調べでわかった。価格を比

べて安い方を選ぶ「見積もり合わせ」が形骸化していた。

検査院の指摘を受け、同大は先月、これらの契約に関与した職員２３人のうち１人とその上司ら計６人を厳重注意などの処分とした。残る２２人についても口頭で注意するなどした。

同大によると、５００万円未満の契約では、業務効率化のため随意契約を認め、発注時になるべく複数社に見積書を提出させて見積もり合わせを行うよう内規で定めている。

だが、検査院が２０２０～２１年度の随意契約５７６件（約２７億円）を調べたところ、公用車の購入や空調工事など１４１件で、受注業者が他社の見積書も一緒に提出していた。

同大職員から依頼され、受注業者が他社に見積書の発行を頼んだケースと、業者があらかじめ他社分を用意していたケースがあった。いずれも、見積書を提出した業者の受注が前提となっており、競争性のある見積もり合わせになっていなかった。

同大によると、手間を省くためなどとして、約５年前からこうした契約が常態化していたという。

低額工事などの随意契約を巡っては、京都大霊長類研究所（閉鎖）でも２０年、同様の不適切な契約が検査院に指摘された。警視庁が今年５月に摘発した国立病院機構の病院を巡る汚職事件でも、贈賄側の業者が他社の見積書を提出していたことが判明している。

検査院は「公費を使う以上、低額の随意契約でも、無駄な出費は許されない」としている。

□*大災害、原発事故対策*

[大水害対策]

・予報「的中」、13 回中 3 回のみ　線状降水帯で気象庁、精度課題

＜共同通信　2022 年 11 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8579030.html

大雨による災害が起きやすい今年の出水期（6～10 月）が終わったことを受け、気象庁は 16 日、局地的な豪雨をもたらす「線状降水帯」予報の結果をまとめた。6 月に運用を始め、予報を出したのは計 13 回で、このうち実際に発生した「的中」は 3 回。発生した事例計 11 回のうち、予報がなかった「見逃し」は 8 回あり、精度の課題が改めて浮かび上がった。

気象庁は運用前は的中率を「4 回に 1 回程度」としており、今回の結果は想定内だが、「早めの避難準備に生かしてもらえるよう、精度向上に向けた取り組みを強化したい」としている。

予報は「九州北部」「近畿」など地域単位で発表している。

[原子力施設全般]

・核ごみ調査、１７日で２年　北海道２町村、安全に根強い懸念―原発活用も見通せぬ最終処分地

＜時事ドットコム　2022 年 11 月 16 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022111601084&g=eco

原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分地選定の第１段階に当たる「文献調査」が、北海道寿都町と神恵内村で開始されて１７日で２年となる。地元住民や周辺自治体の安全性などへの懸念は根強く、第２段階の「概要調査」に進む見通しは立たない。政府は原発を最大限活用する方針にかじを切ったが、核のごみの行き場がない「トイレなきマンション」状態の解消は急務だ。

寿都町は２０２０年１０月、処分地選定のための文献調査に応募し、神恵内村も受け入れを決めた。原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）が２年程度をかけ、地震や活断層がないかなどの記録を調査。現在、報告書をまとめる作業が進められ、経済産業省は近く開く有識者会議で技術的に評価する方針だ。

第２段階の概要調査（４年程度）では穴を掘って地盤や地層を分析し、第３段階の「精密調査」（１４年程度）では地下に実験施設を設けて検証する。各段階に進むには地元市町村長と知事の同意が必要だ。国は協力自治体に文献調査で最大２０億円、概要調査で最大７０億円の交付金を支給する。

町長主導で応募を決めた寿都町では、概要調査移行は住民投票で賛否を問う方針だ。同町の田中則之さん（６７）は「地下深くに埋められることを知り、安心だ」と話す。槌谷和幸さん（７３）は「ＮＵＭＯの説明は埋めることが前提。交付金に頼らない町づくりも必要だ」と不信を募らせる。片岡春雄町長は「（調査応募の）最初が強引だった」と反省するが、町民は割れたままだ。神恵内村は、地元商工会の要望で受け入れを決めたものの、先行きを不安視する住民も少なくない。

北海道の鈴木直道知事は「核のごみは受け入れ難い」とする条例に基づき、概要調査移行に反対する姿勢を示す。持ち込みを拒否する条例を相次ぎ制定した周辺自治体との溝も深い。

西村康稔経産相は「(核のごみは) 社会全体で解決しないといけない課題。できるだけ多くの地域で文献調査を実施したい」と説明。これまでに全国各地で約１６０回の説明会が開催された。しかし、核のごみ受け入れへの抵抗感は強く、２町村以外に手を挙げる自治体は現れていない。

・核のごみ最終処分場、文献調査２年　寿都町民の意見は対立のまま
＜毎日新聞　2022 年 11 月 17 日＞　https://mainichi.jp/articles/20221116/k00/00m/040/375000c
****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年11月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29256.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年11月17日版）
＜厚生労働省　2022年11月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29253.html
・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022年11月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29250.html
---

◇マスコミ報道

・国内感染、2 日連続で 10 万人超　新型コロナ、死者 135 人
＜共同通信　2022 年 11 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8579898.html

国内で 16 日、10 万 6689 人の新型コロナウイルス感染者が確認された。2 日連続で 1 日当たりの新規感染者数が 10 万人を超えた。北海道と長野で過去最多を更新するなど、東日本での増加が目立っている。

都道府県別の内訳は、北海道 1 万 1112 人、東京 1 万 114 人、愛知 6841 人など。死者は北海道 23 人、広島 10 人など計 135 人が報告された。

厚生労働省によると、重症者は前日から 6 人増えて 263 人だった。

岸田文雄首相は同日、「国民の命や健康を守るために最善の努力をする」と述べた。日本医師会の釜萢敏常任理事は記者会見で、既に第 8 波に入ったとの認識を示した。

・国内感染、新たに１０万６６８９人　北海道、長野で最多更新―新型コロナ
＜時事ドットコム　2022 年 11 月 16 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022111600989&g=soc
---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Applicationについて更新しました。
＜厚生労働省　2022年11月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 11 月 17 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html
****

[3] 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（厚生労働省告示第 335 号）

［官報］　令和4年11月17日　本紙　第860号　3～5頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221117/20221117h00860/20221117h008600003f.html

○厚生労働省告示第 335 号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第八十二号）の施行に伴い、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、令和五年四月一日から適用する。

令和４年 11 月 17 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（第三十八条の十六第三項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号ヘ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。 一・二　　（略）	特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号ヘ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。 一・二　　（略）

（電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法の一部改正）

第二条　電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法（昭和六十三年労働省告示第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（線量の算定方法） **第三条**　規則第九条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。 一　（略） 二　等価線量の算定は、次のとおりとすること。 イ・ロ　　（略） ハ　規則第六条第一項第二号に規定する等価線量の算定は、腹・大腿部における一センチメートル線量当量によって行うこと。	（線量の算定方法） **第三条**　規則第九条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。 一　（略） 二　等価線量の算定は、次のとおりとすること。 イ・ロ　　（略） ハ　規則第六条第二号に規定する等価線量の算定は、腹・大腿部における一センチメートル線量当量によって行うこと。

（有機溶剤中毒予防規則第十八条第三項の規定に基づく厚生労働大臣が定める要件の一部改正）

第三条　有機溶剤中毒予防規則第十八条第三項の規定に基づく厚生労働大臣が定める要件（平成九年労働省告示第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
有機溶剤中毒予防規則第十八条第四項の厚生労働大臣が定める要件は、平成九年労働省告示第二十一号（有機溶剤中毒予防規則第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める構造及び性能を定める件。以下単に「告示」という。）第一号に規定する密閉式プッシュプル型換気装置にあっては、告示第二号の捕捉面におけ	有機溶剤中毒予防規則第十八条第三項の厚生労働大臣が定める要件は、平成九年労働省告示第二十一号（有機溶剤中毒予防規則第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める構造及び性能を定める件。以下単に「告示」という。）第一号に規定する密閉式プッシュプル型換気装置にあっては、告示第二号の捕捉面におけ

る気流が同号に定めるところに適合すること、告示第三号に規定する開放式プッシュプル型換気装置にあっては、告示第四号イの捕捉面における気流が同号イに定めるところに、同号ロの気流が同号ロに定めるところにそれぞれ適合することとする。	る気流が同号に定めるところに適合すること、告示第三号に規定する開放式プッシュプル型換気装置にあっては、告示第四号イの捕捉面における気流が同号イに定めるところに、同号ロの気流が同号ロに定めるところにそれぞれ適合することとする。

（粉じん障害防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める要件の一部改正）

第四条　粉じん障害防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める要件（平成十年労働省告示第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
粉じん障害防止規則第十二条第三項において準用する同条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略）	粉じん障害防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。 一・二　（略）

（特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部改正）

第五条　特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第八条第一項（第三十八条の十二第三項、第三十八条の十六第三項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。 一　特化則第三条、第四条第四項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあっては、次に定めるところによること。 イ・ロ　（略） 二　特化則第三条、第四条第四項又は第五条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置にあっては、次に定めるところによること。 イ・ロ　（略）	特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第八条第一項（第三十八条の十二第二項、第三十八条の十六第三項、第三十八条の十七第第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。 一　特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあっては、次に定めるところによること。 イ・ロ　（略） 二　特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置にあっては、次に定めるところによること。 イ・ロ　（略）

（高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等の一部改正）

第六条　高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（予備空気槽の内容積の計算方法） **第一条**　高気圧作業安全衛生規則（以下「規則」という。）第八条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める式により計算する方法とする。	（予備空気槽の内容積の計算方法） **第一条**　高気圧作業安全衛生規則（以下「規則」という。）第八条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める式により計算する方法とする。

一　潜水業務従事者に圧力調整器を使用させる場合 （算式略） 二　（略） （酸素ばく露量の計算方法） **第二条**　規則第十六条第一項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定める式により求めた次条第一項各号の区間（平均酸素分圧が五十キロパスカルを超える区間に限る。以下この項において同じ。）ごとの酸素ばく露量を一日又は一週間について合計する方法とする。 （算式略） ２　規則第十六条第一項の厚生労働大臣が定める値は、一日について六百、一週間について二千五百とする。	一　潜水作業者に圧力調整器を使用させる場合 （算式略） 二　（略） （酸素ばく露量の計算方法） **第二条**　規則第十六条の厚生労働大臣が定める方法は、次に定める式により求めた次条第一項各号の区間（平均酸素分圧が五十キロパスカルを超える区間に限る。以下この項において同じ。）ごとの酸素ばく露量を一日又は一週間について合計する方法とする。 （算式略） ２　規則第十六条の厚生労働省令が定める値は、一日について六百、一週間について二千五百とする。

（粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等の一部改正）

第七条　粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等（令和二年厚生労働省告示第二百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（呼吸用保護具の使用） **第二条**　粉じん則第二十七条第三項に規定する電動ファン付き呼吸用保護具は、当該電動ファン付き呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。 ２・３　（略）	（呼吸用保護具の使用） **第二条**　粉じん則第二十七条第二項に規定する電動ファン付き呼吸用保護具は、当該電動ファン付き呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。 ２・３　（略）

（石綿障害予防規則第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部改正）

第八条　石綿障害予防規則第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和二年厚生労働省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
石綿障害予防規則第六条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第六条の二第三項の石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが飛散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものは、石綿等を含有するけい酸カルシウム板第一種とする。	石綿障害予防規則第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第六条の二第二項の石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが飛散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものは、石綿等を含有するけい酸カルシウム板第一種とする。

（金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部改正）

第九条　金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和二年厚生労働省告示第二百八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（呼吸用保護具の使用） **第二条**　特化則第三十八条の二十一第七項に規定する	（呼吸用保護具の使用） **第二条**　特化則第三十八条の二十一第六項に規定する

呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。 ２・３　（略） （呼吸用保護具の装着の確認） **第三条**　特化則第三十八条の二十一第九項の厚生労働大臣が定める方法は、同条第七項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格Ｔ8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この項及び次項において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。 ２・３　（略）	呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。 ２・３　（略） （呼吸用保護具の装着の確認） **第三条**　特化則第三十八条の二十一第七項の厚生労働大臣が定める方法は、同条第六項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格Ｔ8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この項及び次項において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。 ２・３　（略）

****

[4] 特定重要物質

◇半導体や蓄電池、11 分野指定へ　特定重要物資、供給途絶に備え

＜共同通信　2022 年 11 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8576764.html

政府は 16 日、経済安全保障推進法に基づき安定供給を図る「特定重要物資」として、半導体や蓄電池、重要鉱物など 11 分野を年内に指定する方針を発表した。有事や災害、感染症の流行でサプライチェーン（供給網）が途絶する事態に備え、民間企業を支援する。中国の覇権拡大やロシアのウクライナ侵攻で国際秩序が混迷する中、経済面から安全保障を強化する。

物資の指定後、民間企業は設備投資や備蓄など、供給確保に向けた計画を作成。所管大臣が認定すれば資金支援を受けられる。

原材料が特定の国に過度に依存している物資は、国民生活や産業が打撃を受けないよう供給元の多角化を目指す。

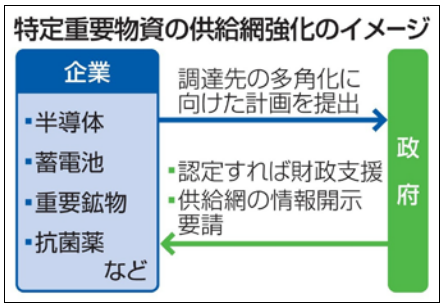

****

[5] *廃棄物関係*

◇微小プラ、年間で 180 億個流入　太平洋から北極海、約 420 トン

＜共同通信　2022 年 11 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8578464.html

プラスチックごみが劣化して壊れ、大きさ 5 ミリ以下となった「マイクロプラスチック」が、太平洋から北極海に年間約 180 億個流入しているとの観測に基づく推定を、海洋研究開発機構の池上隆仁副主任研究員らのチームが 16 日までに発表した。重量換算で約 420 トンという。

池上研究員は「一度流れ込むと回収は不可能。プラスチックごみを減らさなければ北極海を汚し続けることになる」としている。

チームは 2020～21 年、ロシアと米アラスカ州の間にあり、太平洋から北極海への入り口となっているベーリング海峡などで調査。研究船「みらい」から網を下ろし、海中のプラスチックを採取した。

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇質の高い炭素市場構築に向けた「パリ協定６条実施パートナーシップ」を立ち上げました

＜環境省　2022 年 11 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00786.html

・排出取引活性化へ体制整備　日本主導の連携枠組み―ＣＯＰ２７

＜共同通信　2022 年 11 月 16 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022111600737&g=soc

エジプトのシャルムエルシェイクで開催中の国連気候変動枠組み条約第２７回締約国会議（ＣＯＰ２７）の会場で、日本政府は１６日、温室効果ガスの排出量取引に関する国際的なパートナーシップ立ち上げイベントを開いた。日本が主導して創設するもので、６０以上の国・機関が参加。排出量取引の活性化に向けて人材育成や体制整備などを狙いとしている。

西村明宏環境相はあいさつで、排出量取引に関する国際的な枠組みについて「高いニーズがある。幅広い関係者間で情報共有し、国際的に相互連携を行うことが重要だ」と強調した。

****

[7] ***環境安全関係***

◇（仮称）姫川第八発電所新設による再開発計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 11 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00816.html

****

[8] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1863 号）

［官報］　令和 4 年 11 月 17 日　本紙　第 860 号　5～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221117/20221117h00860/20221117h008600005f.html

---

◇出願公表後に名称変更がなされた件（農林水産省告示第 1864 号）

［官報］　令和 4 年 11 月 17 日　本紙　第 860 号　7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221117/20221117h00860/20221117h008600007f.html

---

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1865 号）

［官報］　令和 4 年 11 月 17 日　号外　第 245 号　10～12 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221117/20221117g00245/20221117g002450010f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 10 回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　開催案内　　11 月 24 日

＜厚生労働省　2022 年 11 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29064.html

（１）請求事案の審査

（２）その他

・食品安全委員会（第 879 回）の開催について　　11 月 22 日

＜内閣府　2022 年 11 月 17 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai879.html

（１）農薬第四専門調査会における審議結果について

・「ジメトモルフ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（２）動物用医薬品専門調査会における審議結果について
・「クロステボル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「トリブロムサラン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「ギ酸を有効成分とする飼料添加物（水酸化ナトリウム混和製剤）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）令和５年度食品安全モニター募集について
（５）その他
・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第230回）の開催について（非公開）　11月28日
＜内閣府　2022年11月17日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_230.html
（１）遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価について
・DIDK-0176株を利用して生産されたホスホリパーゼ
・ROM株を利用して生産されたα-アミラーゼ
（２）その他
・食品安全委員会 農薬第四専門調査会（第21回）の開催について（非公開）　11月24日
＜内閣府　2022年11月17日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai4_senmon_21.html
（１）農薬（キザロホップエチル）の食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会 農薬第五専門調査会（第19回）の開催について（非公開）　11月28日
＜内閣府　2022年11月17日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai5_senmon_19.html
（１）対象外物質（酸化亜鉛）の食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第258回）の開催について（非公開）　11月25日
＜内閣府　2022年11月17日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_258.html
（１）動物用医薬品（シフェノトリン）に係る食品健康影響評価について
（２）動物用医薬品（d・d-T-シフェノトリンを有効成分とする豚舎噴霧剤（カーボジェット、ファームクリン））に係る食品健康影響評価について
（３）その他
・「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について　11月17日
＜農林水産省　2022年11月17日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221117.html
・第11期ナノテクノロジー・材料科学技術委員会（第8回）の開催について　11月24日
＜文部科学省　2022年11月17日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agm5adabaImrrvbJ
1. 研究開発課題の事後評価について
2. 「マテリアル先端リサーチインフラ」の取組状況
3. 「データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト」の取組状況
4. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第８回JCMパートナー国会合を開催しました　11月16日
＜環境省　2022年11月17日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00789.html
JCM：Joint Crediting Mechanism：二国間クレジット制度
・中央教育審議会大学分科会大学振興部会（第６回）配布資料　11月16日
＜文部科学省　2022年11月17日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agm5adabaImrrvbG
1. 「出口の質保証」に関する議論

2. その他
・オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（第６回）配布資料　　11 月 14 日
＜文部科学省　2022 年 11 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agm5adabaImrrvbI
1. オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について
2. その他
****

[10] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・コロンビアからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 11 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221117_5.html
----

◇***その他***

・「国際卓越研究大学」申請に反対　京大職員組合が声明
＜共同通信　2022 年 11 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8579203.html
　京都大学職員組合は 16 日、京都市内で記者会見し、世界トップレベルの研究成果が見込まれる大学を政府が認定して支援する「国際卓越研究大学」の制度に、京大が申請することに反対する声明を出した。
　京大は 16 日、取材に対し、申請を検討していると明らかにした。職員組合委員長の林重彦京大教授は、大学側から卓越大学に認定された場合の影響について詳しい説明がないと主張。「大学側には、教員や学生にどのような影響が出るのかを明確にした上で、丁寧に説明してほしい」と訴えた。
　文部科学省によると、国際卓越研究大学は、政府の基金から１校当たり年間数百億円を支援する新制度。
****

[付録]

◇**「スマホで簡単 月収 100 万円」、「定型文を送信した分だけ報酬発生」などとうたう副業のマニュアルを購入させ、ライブ配信希望者のエージェントになるためとして高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起**

＜消費者庁　2022 年 11 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030975/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_221117_0001.pdf
「スマホで簡単 月収100万円」、「定型文を送信した分だけ報酬発生」などとうたう副業のマニュアルを購入させ、ライブ配信希望者のエージェントになるためとして高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起を行いました。
詳細
令和3年5月以降、「スマホで簡単 月収100万円」、「定型文を送信した分だけ報酬発生」などとうたう副業のマニュアルを購入させられた後、電話勧誘により、ライブ配信希望者を勧誘し、ライブ配信事業者に登録させるエージェントになるためとして高額なサポートプランを契約させられたという相談が、若者を中心に各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。
消費者庁が調査を行ったところ、株式会社クレヴァー(以下「クレヴァー」といいます。)及び株式会社カーマイン(以下「カーマイン」といい、2社を併せて「本件2事業者」といいます。)が消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(虚偽・誇大な広告・表示及び断定的判断の提供)を行っていたことを確認したため、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。
また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。
********** 以上 **********